

愛西市子ども読書活動推進計画 (第三次)



令和3年3月

愛西市教育委員会

はじめに



読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本市では、平成23年3月に「愛西市子ども読書活動推進計画」、平成28年3月に「第二次愛西市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭・地域・学校・図書館などが連携・協力し、子ども読書環境の整備、読書活動の支援を推進してまいりました。

近年、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、様々な文字情報や動画など、子どもたちの周囲には魅力的な情報があふれ、容易に手に入るようになりました。また、勉強や課外活動など、子どもたちの生活が多様化・多忙化する中で、読書をする時間の減少が懸念されます。このような状況の中、子どもが本に触れ、読書の楽しさを知り、読む機会を増やすためには、生活の中に読書を取り入れていく必要があると考えます。さらに、国連の掲げるSDGsでは、ゴール4「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」とあり、子どもの読書推進により一層努めていく必要があると考えます。

本計画策定にあたり、市内小中学生とその保護者、市内及び近隣の高等学校の生徒の皆さんへアンケート調査を行いました。この結果を参考に、変更すべき点・新たな課題等見直しを行い、第三次の推進計画を策定いたしました。

今後、本市はこの計画を基に子どもの読書活動の推進に努めてまいります。子どもの読書活動に取り組まれている関係者はもとより、市民の皆様はこの計画の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました関係各位をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました皆さまに対し心より感謝申し上げます。

令和3年3月

愛西市教育委員会

愛西市子ども読書活動推進計画(第三次) 目次

第1章 第三次推進計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景 1
- 2 第二次推進計画の評価 1
- 3 愛西市の読書状況 2

第2章 第三次推進計画の基本的な考え方

- 1 計画の目的 6
- 2 計画の期間 6
- 3 計画の対象 6
- 4 計画の基本方針 6
- 5 計画の構成 6

第3章 家庭・地域・学校などにおける子どもの読書活動の推進

- 1 家庭・地域における読書活動の推進 7
- 2 児童館・子育て支援センターにおける読書活動の推進 10
- 3 保育園・認定こども園・幼稚園における読書活動の推進 10
- 4 学校における読書活動の推進 11

第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進

- 1 市立図書館における読書活動の推進14

第5章 子どもの読書活動の意義の普及・啓発

- 1 読書活動の意義の普及・啓発17

第6章 子どもの読書活動推進体制及び環境の整備

- 1 子どもの読書活動推進体制及び環境の整備19

第三次推進計画における数値目標20

資料編

- 資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律 22
- 資料 2 愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項 26
- 資料 3 愛西市子ども読書活動推進計画策定委員名簿 29

第1章 第三次推進計画策定にあたって

1 計画策定の背景

国は平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動推進に関する基本的な理念を定めました。

これにより国や地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進し、平成 14 年 8 月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。さらに平成 20 年 3 月には第二次基本計画を策定、平成 25 年 5 月には第三次基本計画、平成 30 年 4 月には第四次基本計画が策定されています。

これを受けて、愛知県でも平成 16 年 3 月に「愛知県子ども読書活動推進計画」、平成 21 年 9 月に第二次計画、平成 26 年 3 月に第三次計画、平成 31 年 2 月に第四次計画が策定されています。

本市では、平成 23 年 3 月に「愛西市子ども読書活動推進計画」、平成 28 年 3 月に第二次計画を策定いたしました。

国は第三次計画期間における課題として、特に高校生が依然として不読率の改善が図られていないことを挙げており、高等学校と連携しつつ施策を推進するよう努めることが示されました。

このような国や県の取組や、アンケートによる現状把握を踏まえて、今後概ね 5 年間の子どもの読書活動施策を総合的に推進するため、ここに「愛西市子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定するものです。

2 第二次推進計画の評価

本市の第二次計画では、計画の中心となる中学生・高校生の利用を推進するため、3つの目標設定を行いました。

項目		平成 27 年度 実績	令和元年度 実績 (※)	令和 2 年度 目標
①年齢別貸出点数割合	13～15 歳	2.4%	2.7% (+0.3%↑)	5.0%
	16～18 歳	1.2%	1.3% (+0.1%↑)	4.0%
②ヤングアダルト蔵書数		約 450 冊	614 冊 (+164 冊↑)	1,000 冊
③13 歳から 18 歳までの図書館利用率	13～15 歳	4.3%	5.0% (+0.7%↑)	7.0%
	16～18 歳	2.1%	1.8% (-0.3%↓)	5.0%

※ 3月は休館のため例年の実績を考慮

平成 27 年度実績と令和元年度実績を比較して、①貸出点数割合が 13～15 歳では 0.3%増加、16～18 歳では 0.1%増加しています。②蔵書数は 164 冊増加し、③利用率は 13～15 歳が 0.7%増加、16～18 歳では 0.3%減少しています。

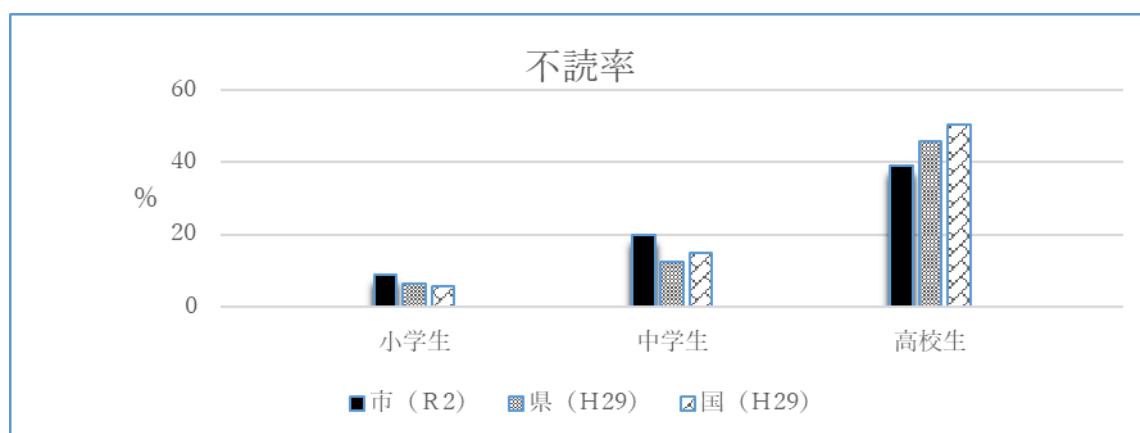
中央図書館では 13～18 歳にあたるヤングアダルト世代に注目してもらえよう、図書館のホームページで県内の図書館の中高生向けコーナーの紹介や、愛知県の公立図書館で作成した「ティーンズリンク」などのホームページへの掲載、館内には「全国高校生ビブリオバトル(※)」のおすすめ本を紹介するコーナーを設置し、市内にある佐屋高等学校図書部でおすすめ本などを置き、閲覧・貸し出しを促しました。また、図書館まつりでは「中高生のお仕事体験」として図書館に興味を持ってもらう企画を開催しました。

その結果、目標には達していませんが、貸出点数の増加に結び付いています。しかし、16～18 歳の利用率にはあまり結び付いておらず、引き続き努力が必要です。

※ **ビブリオバトル** 書評合戦。発表者が読んで面白いと思った本を一人 5 分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を 2～3 分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。

3 愛西市の読書状況

今回のアンケートでは、子どもたちがどのくらいの本を読んでいるかを調査しています。1 か月に 1 冊も本を読まないと回答した割合（**不読率**）は、小学生 9%、中学生 20%、高校生（愛西市近郊）では 39%となっています。また、小学生の保護者では 29%、中学生の保護者では 41%が 1 か月に 1 冊も本を読まないと回答しています。本市と国・県の不読率を比較すると、小学生では国 5.6%・県 6.5%、中学生では国 15.0%・県 12.3%となっており、本市の不読率が高い状況です。ただし、高校生については、国 50.4%・県 45.9%となっており、本市の不読率は低い状況です。

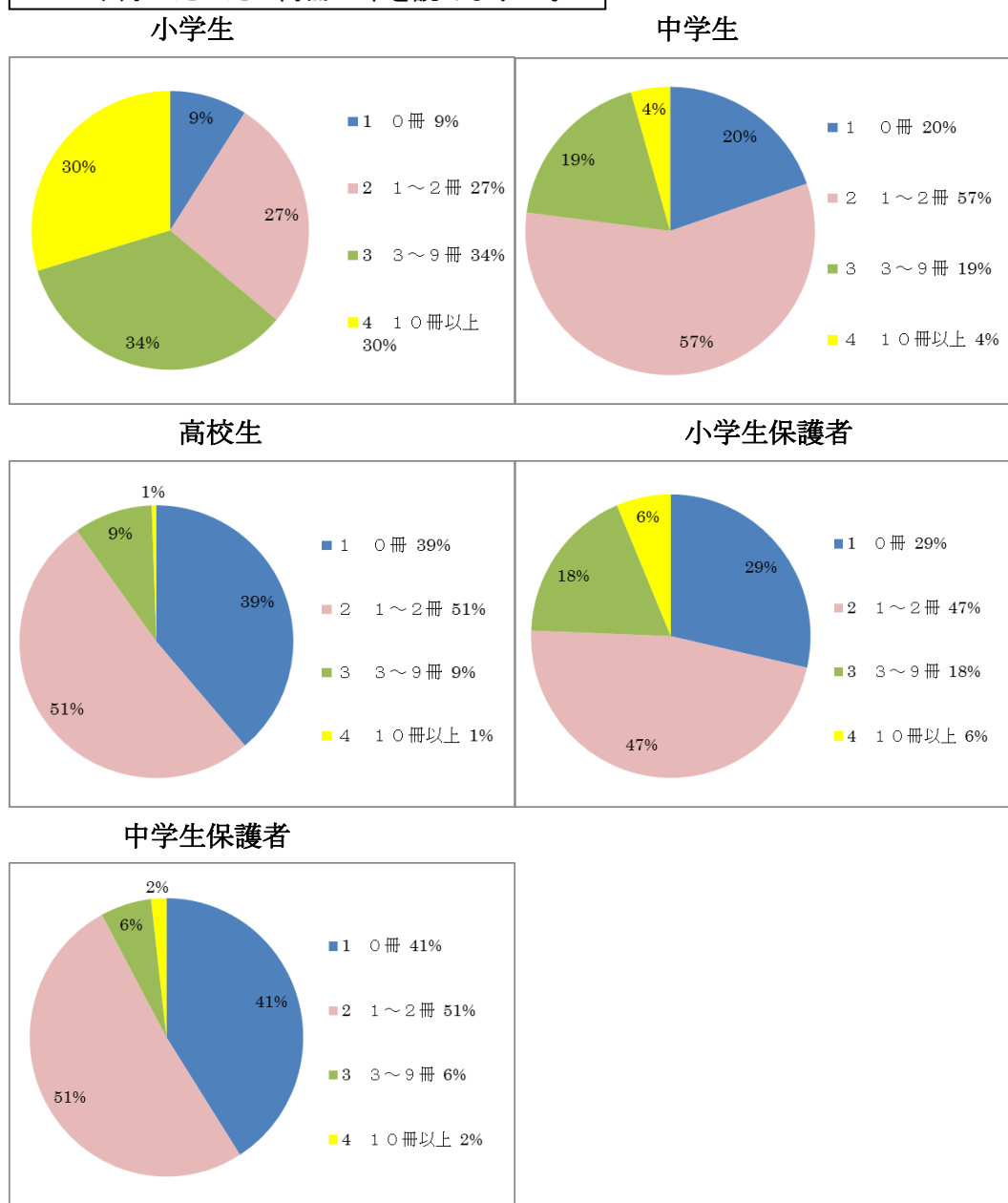


電子書籍（スマートフォン・タブレット等）の利用について調査すると、中学生は51%、高校生は44%が利用したと回答しています。

どこの本を読んでいるのかとの問いには、自分の家の本が圧倒的に多く、小学生44%、中学生では79%、高校生も75%が自分の家の本と回答しています。

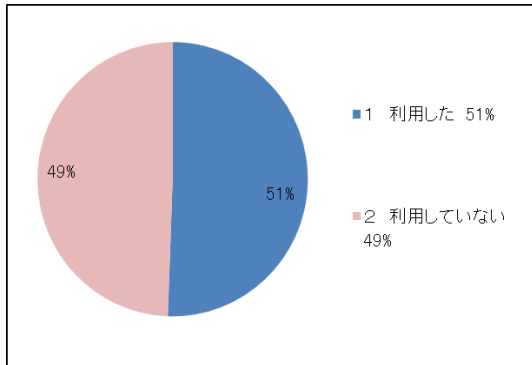
どんな本が好きかとの問いには、中学生で小説が33%、ついでドラマ・映画原作本の26%となっています。同じく高校生でも小説40%、ドラマ・映画原作本30%と回答しています。

Q8. 1ヶ月にだいたい何冊の本を読みますか。

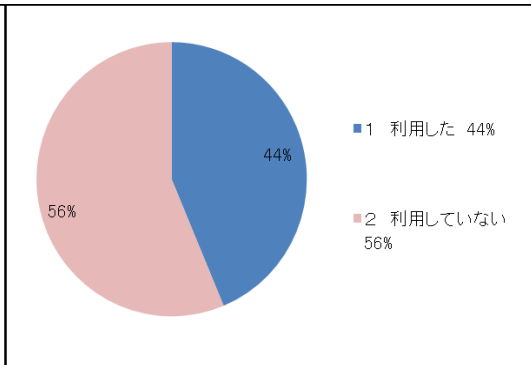


Q11. 電子書籍(スマートフォン・タブレット等で本を読むこと)を利用したことはありますか。

中学生

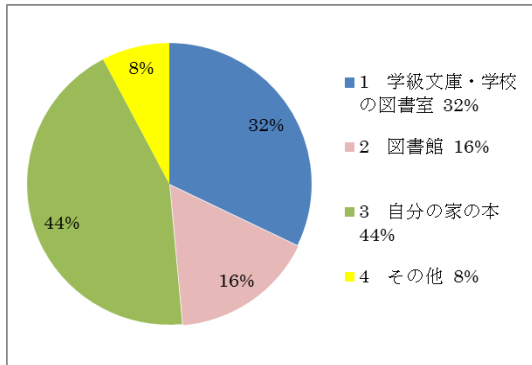


高校生

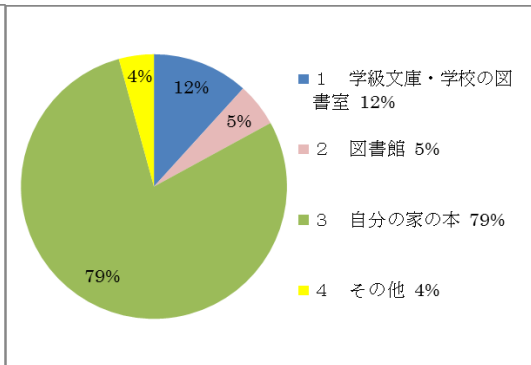


Q9. どの本をよく読みますか。

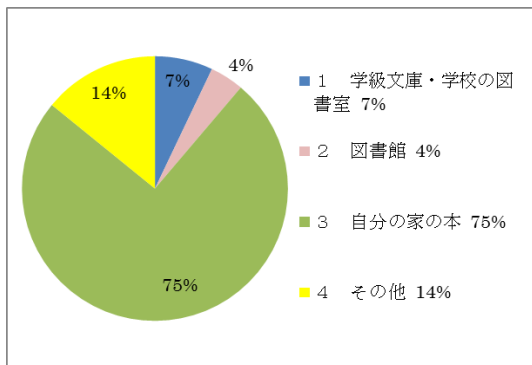
小学生



中学生

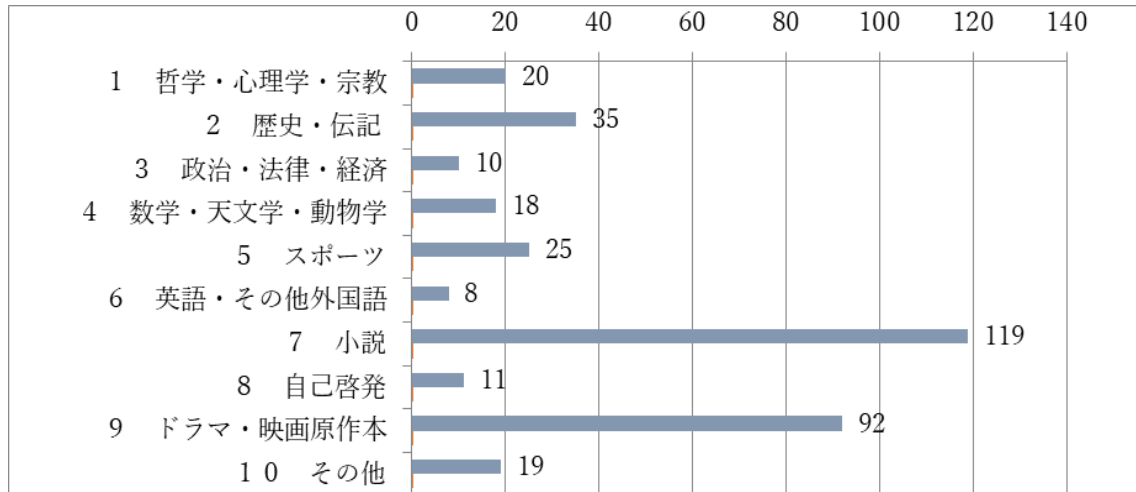


高校生

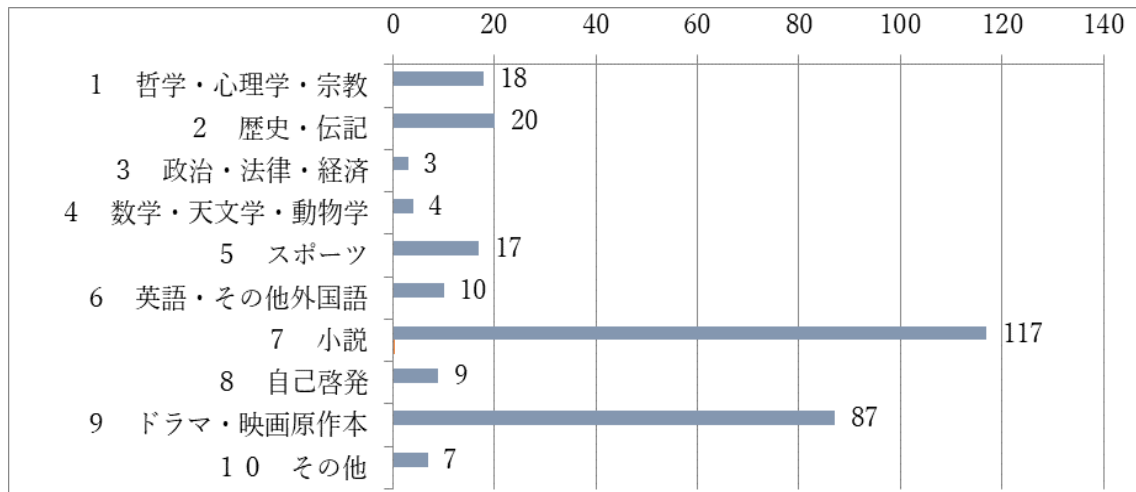


Q15. あなたはどんな本が好きですか。また、どんな本なら読んでみようと思ひますか。
(複数回答)

中学生(回答184人)



高校生(回答185人)



第2章 第三次推進計画の基本的な考え方

1 計画の目的

「愛西市子ども読書活動推進計画」は、国及び愛知県の計画を踏まえ、読書活動にかかわる関係機関等が連携・協力し、市全体の取り組みとして、子どもの読書活動を推進するため、基本的な方向を明らかにします。そして、各種の施策を総合的に推進し、子どもの年齢や発達段階に応じて読書に親しめる環境を整えることを目的とします。

2 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の対象

この計画は、概ね18歳以下を対象とします。

なお、保護者や読書活動の推進に関わる団体も対象とします。

4 計画の基本方針

この計画の目的を達成するために、次の3つを基本的な方針として定めます。

(1) 家庭・地域・学校など社会全体での読書活動の推進

子どもが読書に親しむことができるよう、家庭・地域・学校などと連携して読書活動を推進します。

(2) 読書に親しむ環境の整備・充実

子どもが読書に親しむことができるよう、読書環境の整備やサービスの充実に努めます。

(3) 読書活動に関する理解と関心の普及・啓発

子どもが読書に親しむことができるよう、子どもを取り巻く大人の理解と関心を高めるための普及・啓発に努めます。

5 計画の構成

基本方針に沿って子どもの読書活動の推進を図るため本市の実情を踏まえ、次の4つを計画の柱として、それぞれの課題を明確にし、施策の方向性と取り組みを示します。

(1) 家庭・地域・学校などにおける子どもの読書活動の推進

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(3) 子どもの読書活動の意義の普及・啓発

(4) 子どもの読書活動推進体制及び環境の整備

第3章 家庭・地域・学校などにおける子どもの読書活動の推進

1 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 現状と課題

近年、情報通信技術（ICT）の進展に伴い、様々な文字情報や動画など、子どもたちの周囲には魅力的な情報があふれ、容易に手に入るようになりました。また、勉強や課外活動など、子どもたちの生活が多様化・多忙化する中で、読書をする時間の減少が懸念されます。

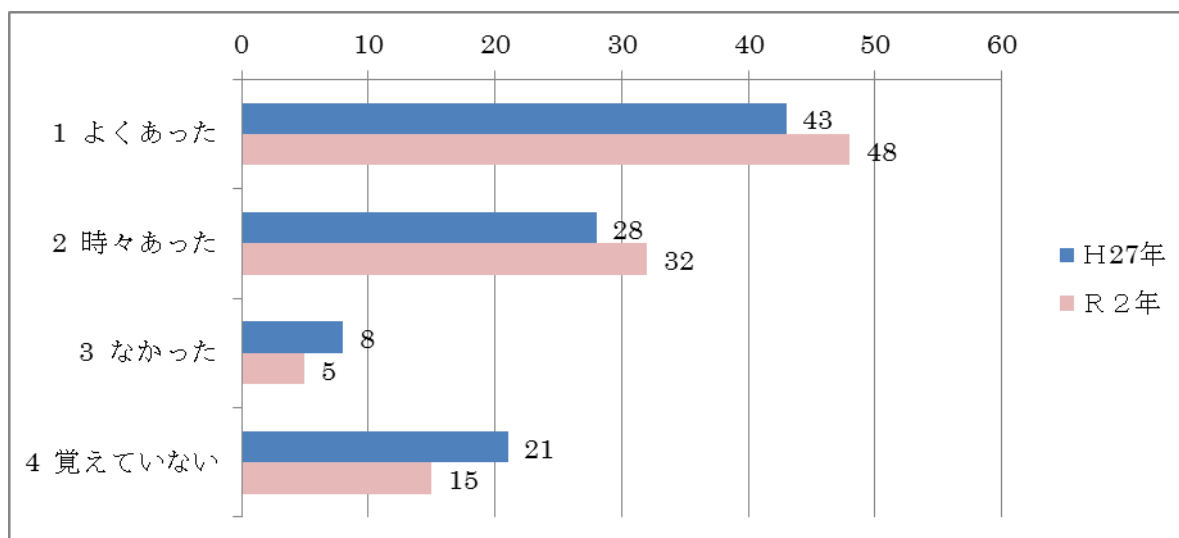
このような状況の中、子どもが本に触れ、読書の楽しさを知り、読む機会を増やすためには、生活の中に読書を取り入れていく必要があると考えます。

特に乳幼児期の読み聞かせは、親子のコミュニケーションの中で子どもが読書の楽しさを知り、言葉を覚え、創造力を養うだけでなく、将来にわたる子どもの自発的な読書活動を築くためにも非常に大切です。

小学生に対して行ったアンケートで、「小さいころ家で本を読んでもらいましたか」の問いに対して「あった」、「時々あった」の割合が、71%から80%に5年前のアンケートの時より増えていました。小学生保護者のアンケートでも82%が子どもに本を読んでいたと回答しています。これは学校（保育園などを含む）や図書館、ボランティア活動団体などの読み聞かせ等、様々な取り組みを行っていることにより、保護者に読み聞かせの重要性を伝えることができた結果と思われる。

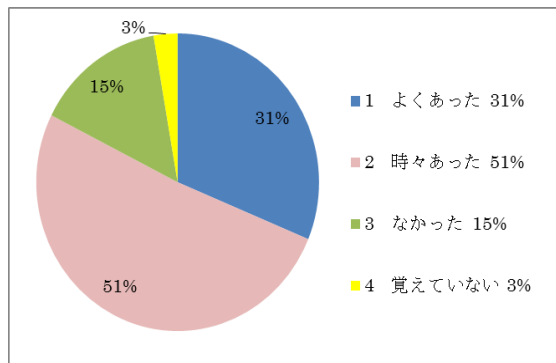
Q4. 小さいころ、家で本を読んでもらいましたか。

小学生



Q4. あなた（家族）はお子さんに小さいころ本を読んでいたか。

小学生保護者



(2) 方 策

はじめての本との出会いづくり・保健センターなど関係機関との連携

赤ちゃんがはじめて出会う絵本の紹介や読み聞かせ講座の開催、図書館の紹介や「おはなし会」のお知らせなどを保健センターや子育て支援センター等で配布し、はじめての本との出会いの大切さを伝えていきます。

家庭での読書活動の促進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、保護者が率先して子どもの読書活動の機会の充実・習慣化に積極的な役割を果たしていく事が求められています。このため、家庭においては本の読み聞かせをしたり、図書館に向いたり、家読（うちどく）※など、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけます。

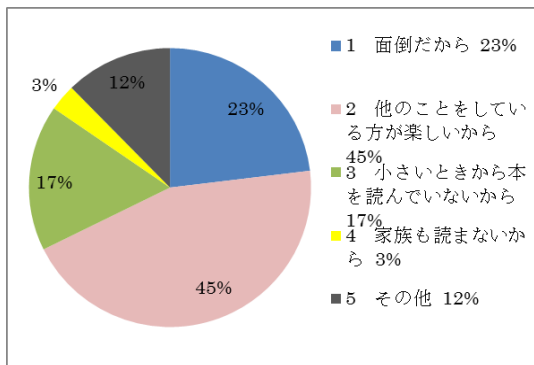
今回のアンケートでも前回と同様、本を読むことが嫌いという理由として「他のことをしている方が楽しい」が、小学生で45%ありました。これは中学生でも52%、高校生では62%に上ります。ゲーム、スマホ・タブレットなどの利用と関係があるように思われます。

また小学生保護者への問い「子どもたちがもっと本を読むためにはどうすれば良いと思いますか」では、「図書館や本屋さんに行く機会を増やす」31%、「小さいころに本の読み聞かせをしたり、おはなし会へ行く」22%、「子どもに読書をすすめたり、本を与えたりする」19%でした。読み聞かせの他に、本と触れる機会を増やすことが大切だと感じているようです。

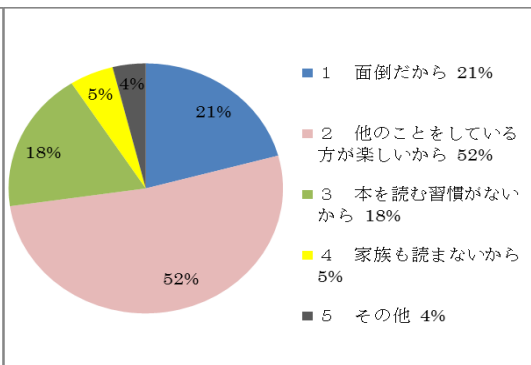
※ 家読（うちどく） 子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想などを話し合っ
て、コミュニケーションを深めることを目的にした読書運動。

Q3. 1. で「3. どちらかという嫌い 4. 嫌い」と答えた人で、どうして本を読むのが嫌いですか。

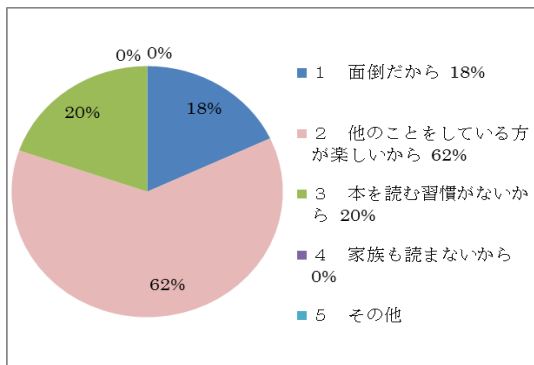
小学生



中学生

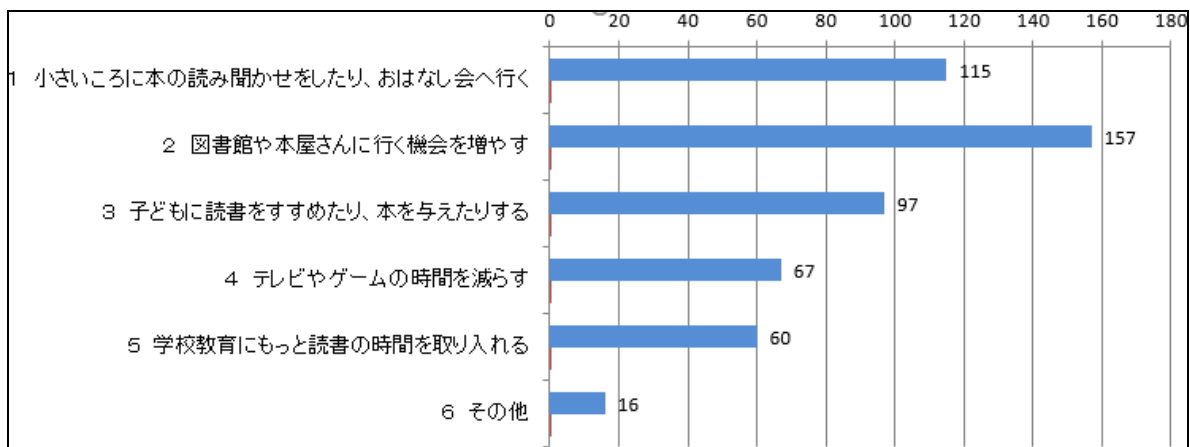


高校生



Q13. 子どもたちがもっと本を読むためにはどうすれば良いと思いますか。（複数回答）

小学生の保護者(回答 255 人)



家庭教育に関する事業を活用した啓発

市内で開催される社会教育講演会や講座などにおいて、子どもの読書活動の重要性を伝えていきます。

2 児童館・子育て支援センターにおける読書活動の推進

(1) 現状と課題

市内には、8カ所の児童館と4カ所の子育て支援センターがあり、各施設では、乳幼児から小学生、保護者の多くの利用があります。

児童館や子育て支援センターでは、職員やボランティアの他、母親クラブや保護者が参加する読み聞かせなどを実施し、子どもが本に親しみをもつ環境作りに取り組んでいます。

また、子育て中の保護者を対象に絵本の紹介などを行い、家庭での読み聞かせに役立つ情報の発信にも力を入れています。

児童館・子育て支援センターでは、子どものために、絵本や物語など様々な本を用意し、自由に読むことができるようになっていますが、近年では、読書をして過ごす子どもが少なくなってきました。

今後は、遊びの中で子どもが自然に本に接し読んでみようと思える環境作りが重要になります。

(2) 方 策

本との出会いの場の提供

紙芝居や絵本などの貸し出しや読み聞かせを行い、子どもが本と触れあうことのできる場の提供に努めていきます。

保護者への読書活動の促進

読み聞かせの方法や重要性を保護者に伝え、家庭と連携した読書活動の推進に努めます。

図書館との連携

児童館や子育て支援センターの図書室の整備や図書館との団体貸出などの利用により、子どもがより多くの本と親しめるよう、関係機関と連携・協力を図っていきます。

3 保育園・認定こども園・幼稚園などにおける読書活動の推進

(1) 現状と課題

豊かな感性を育む乳幼児期に絵本や物語の読み聞かせを行うことは、言葉を覚え、創造力を育てていくだけでなく、今後の子どもの自発的な読書活動に重要な役割を担っています。そこで、保育園・認定こども園や幼稚園では、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを行っています。

子どもたちが保育士や教諭による読み聞かせを体験したり、友達と一緒に絵本を見たりすることは、いろいろなことを想像し、コミュニケーションを高めていくための大切な時間です。

このような、保育園・認定こども園や幼稚園で行っている読み聞かせの重要性を保護者にも伝えていき、協力し合うことで子どもの読書環境を整えていくことが望まれます。

(2) 方 策

読み聞かせの推進

職員やボランティア、保護者による読み聞かせの活動推進に努めます。

図書コーナーの充実

子どもがいろいろな絵本や紙芝居と触れ合えるよう居心地のよい環境を整備し図書の充実を図ることにより、本に親しみよりたくさんの本と出会えるようにしていきます。

保護者へ読書活動を啓発

乳幼児期における、親子で本に親しむ重要性を保護者へ知らせ、保育園・認定こども園や幼稚園での読み聞かせや読書活動を広く啓発していきます。

図書館との連携

図書館から団体貸出を利用して図書を借りることにより、子どもがより多くの本に触れることができるよう、関係機関と連携・協力を図っていきます。

4 学校における読書活動の推進

(1) 現状と課題

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。子どもが読書の幅を広げていく事ができるように適切な支援を行うとともに、子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の質をも高めていく事が求められています。

現在、市内小中学校では始業前の時間を利用して「朝の読書タイム」を設け、子どもが自分の好きな本を集中して読むための時間を確保し、読書習慣が身に付くようにしています。

また、教師を始め地域のボランティアグループや保護者による本の読み聞かせを行ったり、学校内の読書活動や新刊の案内など「図書室だより」を発行したりしています。

その一方で、インターネットなどの普及により情報量が増え、子どもは成長とともに様々なことに関心をもつようになります。そういった環境の中で、子どもたちが読書にかける時間は、学年が上がるとともに減少しています。

学校での読書時間を確保し、本に接する環境を整備していくことがますます重要になります。保護者アンケートの意見の中では前回と同様「朝の読書タイム」を続

けてほしいという意見が多く、子どもの読書時間を確保し、図書室や学級文庫の利用促進、地域や家庭、図書館との連携を取り、子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。

また、アンケートでは、読みたい本として小説・ドラマや映画の原作本が多く上がっていました。今後、子どもにとって手に取りたくなるような魅力ある本を揃えていき、図書室の利用促進を図ることが必要であると思われます。

また、高校生は多忙の中にも読書に関心を持つようなきっかけを作り出す必要があります。その方法として、高校生の時期の子どもは友人等同世代の者から受ける影響が大きい傾向があることから、友人等からの働きかけを伴う、子ども同士で本を紹介するような取り組みが他地域で行われ始めています。

(2) 方 策

読書活動の充実

「朝の読書タイム」や「親子読書」など様々な取り組みにより、子どもの読書習慣を身に付けさせる指導に努めていきます。

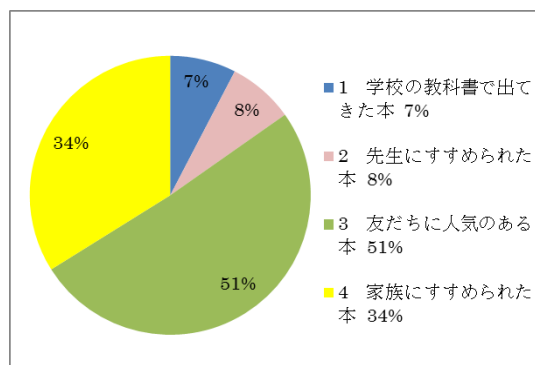
今回の小学生へのアンケートで「どんな本をよく読みますか」に51%の児童が「友達に人気のある本」と答えています。

そこで、読んだ本についての感想や子ども同士でおすすめの本を紹介するなど、子どもが本に興味をもてるような読書活動（読書会、ビブリオバトル、アニメーション※）、1冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組 等）を子ども同士で行う活動をすすめていきます。

※ アニメーション 読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われる、ゲームや図書館探検など、子どもたちが参加して行われる読書指導。

Q10. どんな本をよく読みますか。

小学生



図書室の充実

子どもが利用しやすい図書室となるよう環境を整え、子どもの興味や関心、発達段階に応じた図書の選定を行います。また、おすすめの本の紹介方法の工夫をし、児童・生徒の図書室利用の向上に努めます。

学級文庫の充実

朝の読書活動など子どもに一番身近で利用価値の高い学級文庫について、本の入れ替えや新しい本を置くなど図書の充実に努めます。

図書室だよりの発行

「図書室だよりの発行により、子どもや保護者に新刊や読書活動などの紹介を行い、子どもが読書に興味をもつよう情報発信に努めます。

学校間、図書館の連携

学校間の読書活動など情報の共有を図り、市立図書館の蔵書・サービスなどを有効に活用し、連携することで推進体制の充実に努めます。

PTA、ボランティアとの連携

PTAやボランティア団体と連携し、読み聞かせや学校図書の整備など子どもの読書環境の充実に努めます。

保護者への啓発

学校の配布物や保護者会などを通じ、保護者へ子どもの読書活動についての啓発や情報の提供に努めます。



第4章 市立図書館における子どもの読書活動の推進

1 市立図書館における読書活動の推進

(1) 現状と課題

図書館は、乳幼児向けの絵本を始め、子どもから大人までを対象にした図書が豊富にあり、子どもや親子で読書に親しむことができる場所です。また、保護者にとっても子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について司書などに相談したりすることができる場所です。また、地域の読書活動を推進する団体の支援、ボランティア活動の機会・場所の提供など、重要な役割を果たしています。

図書館では、読書の楽しさを伝えるために定期的に乳幼児から小学校低学年と保護者を対象にした読み聞かせを行っています。

中央図書館では、普段あまり図書館に来ない子どもにも図書館の魅力を伝えるため、年に一度「図書館まつり」を開催し、1日図書館員の体験やお楽しみ会など、子どもにとって図書館が身近なものになるよう様々な事業を行っています。

さらに、図書館の重要な役割でもあるレファレンスサービス(※)の充実に努め、子どもの調べ学習の手助けや資料提供を積極的に行っています。

「愛西市子ども読書活動推進計画（第一次）」により、子ども対象の工作や、おすすめ本の展示を進んで行った結果、0歳から6歳までの貸出は増加し、その成果が表れました。

第二次計画では、中学生・高校生の利用を推進するため、より魅力ある本を積極的に置いたり、催し物や開館時間の工夫をしましたが、図書館利用率は13～15歳ではわずかに上昇したのみで、16～18歳ではむしろ減少してしまいました。この年代が進んで図書館へ足を運ぶような魅力ある図書館にしていく事や、学習室の利用者への働きかけなど、今後どのような新しい取り組みをしていくかが課題です。

また、今回初めて電子書籍に関するアンケート調査をした結果、中高生の約半数が利用したことがあると回答しています。

※ レファレンスサービス 利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供する業務

(2) 方 策

読み聞かせ、おはなし会などの開催

子どもにおはなしの楽しさを伝え、本への興味を引き出せるように定例の「おはなし会」や「図書館まつり」、「クリスマス会」などの事業を通して、ボランティアによる絵本の読み聞かせを開催していきます。

新しい読書形態について

電子書籍等新しい読書形態については、県内図書館の動向を引き続き注視していきます。

普及・啓発行事等の充実

図書館内の企画コーナーなどを利用して、「子ども読書の日」や「読書週間」にあわせて、おすすめの図書を選定して展示するなど、子どもや保護者に分かりやすい情報提供に努め、読書活動の重要性や意義など一層の普及・啓発を図っていきます。

子ども対象のイベントの実施

1日図書館員や絵本などを原作とした映画会、工作教室、子ども司書・読書コンシェルジュ（※）などを開催して図書館への関心を高めるとともに、気軽に図書館を訪れることができる機会をつくるよう努めます。

※ 子ども司書・読書コンシェルジュ 子どもが図書館や読書活動について学び、おすすめ本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。

中高生向けサービスの充実

中高生から意見を聞く機会の設定や、市町村ビブリオバトル大会等を開催する、また中高生向けの情報発信、中学校・高等学校と連携していくなど、サービスを充実していく必要があります。

中高生向け図書の充実

読書離れの傾向が強い中高生向けの、手に取りやすい、関心や興味を引く本の充実を図り、進んで足を運びたくなるような図書の整備に努めます。

児童図書のレファレンスサービスの充実

子どもが求める本や情報に対してのレファレンスサービスの充実に努めます。
また、子どもの読書に関係する様々な方（先生・保護者・読み聞かせ団体など）へのレファレンスサービスの充実にも努めます。

図書館の雰囲気づくり

今回のアンケートで「行きたくなる図書館」として様々な意見が上がりました。「ゆっくり本を読める空間」「リラックスして読める空間」「おしゃれな雰囲気」「居心地がいい」など、図書館のレイアウトや雰囲気づくりに気を配り、魅力ある図書館を目指します。

遠隔地サービスの工夫

地理的事情などにより、図書館が利用しづらい環境にある市民に対しても、身近な場所で充実した読書活動を行うことができる体制づくりを進めていきます。

関係機関との連携

幼児・児童・生徒などの図書館への団体見学、職場体験などの受け入れに努め、各校で実施される子どもの読書活動支援のために、学校など関係機関への図書館司書の派遣や団体貸出などサービスの利用促進に努めます。

ボランティア団体との連携

ボランティアグループとの連携を図り、団体貸出などの協力を行い地域での読み聞かせやボランティア活動の推進に努めます。

図書館司書の研修の充実

児童書に関する知識を有する職員を図書館に配置し、研修などに参加する機会を増やし、知識の向上に努めます。

読み聞かせボランティア対象の講座・研修の開催

読み聞かせボランティアや、地域や保育園・児童館等で読み聞かせを行っている方、または読み聞かせボランティア志望者などに向けて、講座や研修を行うよう努めます。

読書活動に関する啓発

市の広報紙やホームページ、あいさい出前講座などを活用し、読書活動に関する内容を啓発していくことに努めます。

図書館間との連携・協力

市内の図書館だけでなく、県や他市町村の図書館と連携し、相互貸借（※）を積極的に行い、利用者がより利用しやすい環境を整えていくことに努めます。

※ 相互貸借 他の自治体の図書館から借り受けて、利用者へ提供するサービス。



第5章 子どもの読書活動の意義の普及・啓発

1 読書活動の意義の普及・啓発

(1) 現状と課題

子ども読書活動の推進のため、その意義について市民に広く普及するため、啓発活動を推進することが重要になります。「子ども読書の日」(毎年4月23日)は広く子どもの読書活動について関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書を行う意欲を高めるために制定されました。

また、文字や活字文化についての関心と理解を深めるために「文字・活字文化の日」(毎年10月27日)が設けられるなど、子ども読書活動に関する活動への関心をも高める取り組みが望まれています。

図書館ではこうした機会をとらえ、「子ども読書の日」、「夏休みの課題図書」など趣旨に沿った本の紹介や「図書館まつり」などのイベントを開催して、切れ間なく読書啓発事業の普及に努めていく事が大切です。

(2) 方 策

おすすめ図書の紹介

課題図書やおすすめの本、テーマに沿った本の紹介などを行い、子どもが思わず読みたくなるような本・興味のわく本の紹介など、保護者の選書に役立つ資料・情報の提供に努めます。

中高生向けには、引き続き図書館ホームページで県内図書館の中高生向けコーナーや、愛知県の公共図書館で作成している「ティーンズリンク」などを紹介していきます。

ブックリスト、読書通帳の配布や展示等の充実

年代やテーマに合ったブックリストや、自分の読んだ本の記録をつけることができる「読書通帳」の作成をし、配布していきます。

企画展示の実施により様々な本の紹介をしていき、読書の関心をも高める活動をしていきます。

読書活動に関する普及・啓発

「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」、「夏休みの課題図書」など各種の趣旨に合った事業を行っていきます。

また、様々な事業についての情報を提供していきます。

外国語図書の整備

中央図書館では、日本語の他に英語や中国語などの外国語の絵本などを所蔵し、

貸し出しをしています。

多様化を増す社会において、多様性の理解、異文化理解への入口となる役割を担うとともに、日本語に不慣れな外国人の子どもや母国語の本を必要とする子どもの読書活動の支援を行っていくため、今後もより多くの外国語の資料の収集・提供に努めます。



第6章 子どもの読書活動推進体制及び環境の整備

1 子どもの読書活動推進体制及び環境の整備

(1) 現状と課題

地域における子どもの読書活動を推進するためには図書館が所蔵する図書の情報や、おはなし会の開催等、子どもの読書活動の機会に関する情報を積極的に市民に提供し、子どもたちと保護者が気軽に足を運び、図書を借りたくなるよう工夫することが重要です。

また、図書館のホームページや、メールマガジン、ソーシャルメディアの活用等、積極的な情報提供をしていく必要があります。

(2) 方 策

関係機関の連携

保健センター、保育園・認定こども園・幼稚園、学校、図書館などの関係機関との情報の交換を行い、連携を深め読書活動の推進及び環境の整備に努めます。

民間団体との連携・協力

ボランティア団体やお話サークルなどの団体と連携を取り、協力して地域の読書活動の推進及び環境の整備に努めます。

人材の育成

子どもの読書活動を支援する機関、団体、保護者を対象とした読み聞かせや読書に関する講座などの充実を図ります。また、読み聞かせボランティアの育成、ボランティア志望者の情報収集に努めます。

県との連携・協力

「愛知県子ども読書活動推進大会」への参加や「青少年によい本をすすめる県民運動」など、県が開催する様々な子ども読書活動に関する事業に協力し、県と連携して子どもの読書活動の推進に努めます。

読書環境の整備

子どもたちがより読書に親しむことができるよう、市立図書館や学校図書室の読書環境の整備に努めます。調べ学習に役立つ図書資料の充実や、情報化の推進に努めます。

第三次推進計画における数値目標

項目		現況 (2019年) 数値	目標(2025年) 数値
年齢別貸出点数割合	13～15歳	2.7%	5.0%
	16～18歳	1.3%	4.0%
ヤングアダルト蔵書数		614冊	1,000冊
13歳から18歳までの図書館利用率	13～15歳	4.6%	7.0%
	16～18歳	1.6%	5.0%
不読率	小学生	9% (2020年)	5%
	中学生	20% (2020年)	15%
	高校生	39% (2020年)	30%

・数値目標に関しては、今後実行計画を作成し、専門部会にて1年ごとに進捗管理を行っていきます



資 料 編

- 資料 1 子どもの読書活動の推進に関する法律……………22
- 資料 2 愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱……………26
- 資料 3 愛西市子ども読書活動推進計画（第三次）策定委員名簿……………29

資料 1

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

資料 2

愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この訓令は、愛西市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、子どもの読書活動に関する施策の計画について検討することを目的とする。

(設置)

第2条 計画を策定するため、愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項を検討する。

- (1) 計画策定に関すること
- (2) その他計画策定に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 委員会の委員は、別表に掲げる者及びその他教育委員会が必要と認められた者をもって組織し、教育委員会が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は委員長の指名とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長と

なる。

(専門部会)

第8条 委員会は、計画に関する専門事項を調査するため、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は委員長が指名する。
- 4 部会長は、部会を総括し、部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、必要に応じその職務を代理する。

(庶務)

第9条 委員会及び部会に関する庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月30日から施行する。

附 則（平成25年2月6日教委訓令第6号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日教委訓令第8号）

この訓令は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令和2年6月3日教委訓令第2号）

この訓令は、令和2年6月3日から施行する。

別表（第4条関係）

愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会 委員

副市長	教育長	総務部長
企画政策部長	市民協働部長	保険福祉部長
健康子ども部長	教育部長	

資料 3

愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会

委員

番号	氏 名	役 職 名	備 考
1	鈴木 睦	副市長	委員長
2	平尾 理	教育長	副委員長
3	奥田 哲弘	総務部長	
4	宮川 昌和	企画政策部長	
5	渡辺 弘康	市民協働部長	
6	近藤 幸敏	保険福祉部長	
7	小林 徹男	健康子ども部長	
8	大鹿 剛史	教育部長	

専門部会員

番号	氏 名	役 職 名	所 属	備 考
1	毛利 奈々子	主査	秘書広報課	
2	渡邊 典夫	課長補佐	経営企画課	部会長
3	石原 智子	主査	健康推進課	
4	亀澤 かおり	主査	子育て支援課	
5	佐藤 恵理子	主査	〃 (保育園)	(佐屋北保育園)
6	石原 祐子	課長補佐	学校教育課	副部会長
7	羽賀 美保	教諭	司書教諭(小学校)代表	(市江小学校)
8	伊藤 民枝	教諭	司書教諭(中学校)代表	(佐屋中学校)
9	鈴木 智子	司書	中央図書館指定管理者	

愛西市子ども読書活動推進計画（第三次）

発行年月 令和3年3月

発行 愛西市教育委員会

〒496-8555

愛西市稲葉町米野 308 番地

T E L 0567-55-7137 F A X 0567-26-5516

編集 愛西市子ども読書活動推進計画策定委員会

事務局 愛西市教育委員会生涯学習課